

用途地域の指定状況

用途地域は、土地利用計画の基本となるものであり、それぞれの地域に合わせて、お互いを守るべき最低限の土地利用規制を行うものです。

当市は、昭和４０年に約５００haの区域について用途地域（４種類）を、指定しました。

昭和４５年に市街化区域と市街化調整区域の線引きが行われ、昭和４８年に８種類の用途地域に細分化（決定）し、平成７年１２月２２日に住居系を更に細分化し、現在の１２種類の用途地域となっています。

令和７年１２月１日〔最終変更〕

種 類		面 積	建ぺい率％	容積率％	割合％
住居系	第一種低層住居専用地域	187.5 ha	50(60)	80(100)	11.9
	第二種低層住居専用地域	10.0 ha	50(60)	80(150)	0.7
	第一種中高層住居専用地域	421.9 ha	60(50)	200(100、150)	26.9
	第二種中高層住居専用地域	22.9 ha	60	200	1.5
	第一種住居地域	505.0 ha	60	200	32.2
	第二種住居地域	101.6 ha	60	200	6.5
	準住居地域	31.8 ha	60	200	2.0
	小 計	1,280.7ha	—	—	81.8
商業系	近隣商業地域	22.9 ha	80	200	1.5
	商業地域	49.1 ha	80	400	3.1
	小 計	72.0 ha			4.6
工業系	準工業地域	70.5 ha	60	200	4.5
	工業地域	35.2 ha	60	200	2.2
	工業専用地域	110.0 ha	60	200	7.0
	小 計	215.7 ha	—	—	13.7
合 計		1,568.4 ha			100.0